

2/16

(木)

3/15

(木)

市・県民税、国民健康保険税

申告の相談・受付が

始まります！

※2月16日(木)から3月8日(木)までの間は、各会場へ市職員が出勤しますので、市役所税務課窓口で申告の受け付けはできません。市役所での申告は3月9日(金)から3月15日(木)までの間をお願いします。

問い合わせ

税務課課税係

☎22・7732

この申告は、市民税・県民税や国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。申告が必要な人は、必要書類をご確認のうえ、会場へお越しください。

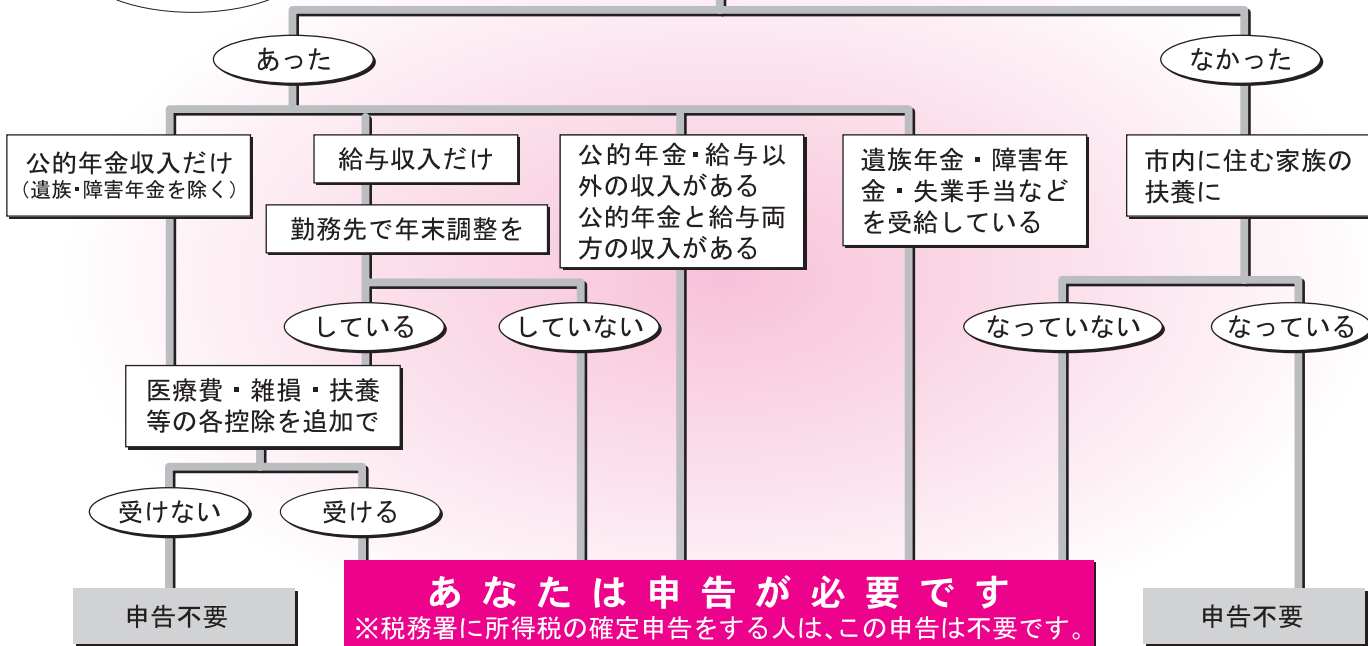
※申告期間中、都合により会場に来られない人、あるいは市外に転出している人は、郵送で申告することもできます。

必要書類等

- ① 印かん
- ② 平成23年中の収入・支出が分かる書類、源泉徴収票（給与・年金など）、支払証明書など
- ③ 営業・農業・不動産の所得がある人は、収支内訳書と経費区分ごとの領収書
- ④ 生命保険料・地震保険料・旧長期損害保険料の支払証明書
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、医療を受けた人・病院・薬局ごとに仕分けした領収書と集計した明細書
- ⑥ 配偶者特別控除を受ける人は配偶者の所得を明らかにできるもの
- ⑦ 国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ⑧ 年の途中で転入した人は、前住地で支払った国民健康保険税（料）の領収書など

平成24年1月1日現在、竹原市に住んでいる人で、平成23年中に収入が

申告は必要？
不要？



確定申告書の作成は、インターネットで！



所得税・贈与税の申告・納税は
3月15日(木)まで

個人事業者の消費税・地方消費税の申告・納税は
4月2日(月)まで

e-Tax はメリットがたくさん!

- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 最高 4,000 円の税額控除
- ③ 添付書類の提出省略
- ④ 還付金がスピーディー
- ⑤ 平成 24 年 3 月 15 日まで、24 時間いつでも利用可能(ただし、毎週月曜日の午前 0 時～8 時 30 分を除く。)



平成 23 年分の所得税から、扶養控除が変わります

- ① 一般の扶養親族のうち、年齢が 16 歳未満の人に対する扶養控除 (38 万円) が廃止されました。
- ② 特定扶養親族のうち、年齢が 16 歳以上 19 歳未満の人に対する扶養控除について、上乘せ部分 (25 万円) が廃止され、扶養控除の額が 38 万円とされました。
- ③ 扶養親族が同居の特別障害者である場合、扶養控除の額に 35 万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者である扶養親族に対する障害者控除額が 40 万円から 75 万円に引き上げられました。

納税には安心・便利な口座振替をご利用ください。

【振替日】

所得税 4月20日(金)
※延納分は、5月31日(木)

消費税 4月25日(水)

問い合わせ 竹原税務署 ☎ 22-0485

申告受付日程表
受付時間
9時～11時30分
13時～16時

各会場、午後からは比較的空いていますので、ご利用ください。

お住まいの地域の受付日に都合が悪い場合は、都合の良い日の会場へお越しください。

※1 小梨公民館の受付は、9時～11時30分です。

※2 仁賀生活改善センター、田万里公民館の受付を午前9時30分からです。

※3 市役所ロビーの受付は、8時30分からです。

会場	月	日	曜日	指定地域
忠海公民館		16	木	忠海東町二～三丁目・忠海中町一～三丁目
		17	金	忠海中町四丁目・忠海床浦・忠海長浜
忠海東公民館		20	月	忠海東町一丁目・四～五丁目
小梨公民館 (※1)		21	火	小梨町(午前のみ)
大乘公民館	2	22	水	高崎町
		23	木	福田町
大井公民館		24	金	大井・宿根・築地
吉名公民館		27	月	毛木・郷・浦尻・久保城・平方・水場
		28	火	西条・東条・港・曾井
中通公民館		29	水	中通・大応・上条・成井
東野公民館	3	1	木	東野町
仁賀生活改善センター (※2)		2	金	仁賀町(午前のみ)
荘野公民館		5	月	新庄町
		6	火	西野町
田万里公民館 (※2)		7	水	田万里町(午前のみ)
竹原西公民館		8	木	塩町二丁目～四丁目・竹原町(中須・西町・皆実・雇用促進・来須・来須住宅・明神)
		9	金	塩町一丁目・竹原町(上記以外)
市役所ロビー (※3)	12	月	中央一丁目～五丁目	
	13	火	本町一丁目～四丁目	
	14	水	田ノ浦一丁目～三丁目	
	15	木	港町一丁目～五丁目	